

○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）への対応について

2024年（令和6年）11月1日より、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されました。

本法律は、特定受託事業者（フリーランス）（※1）に業務委託（※2）を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策に係る体制整備等を義務付けるものです。

※1【特定受託事業者（フリーランス）】とは

業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの。

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの。
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの。

※2【業務委託】とは

事業者がその事業のために他の事業者に、給付に係る仕様、内容等を指定して、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供を委託すること。

■業務を委託される特定受託事業者様へのお願い

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律への確実な対応のため、本学からの業務を受託される特定受託事業者様におかれましては、取引開始に先立ち本学担当者へ、特定事業者に該当される旨をお知らせください。

ハラスメント相談窓口について

[ハラスメント相談－学生生活－横浜国立大学](#)

参考 URL（外部リンク）

[フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組 | 公正取引委員会](#)

[フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ | 厚生労働省](#)